



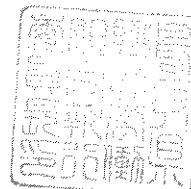
2009年10月14日

鳥取県知事
平井伸治様

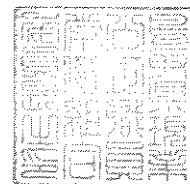
鳥取県病院局病院事業管理者
石田耕太郎様

鳥取県教育委員会教育長
中永廣樹様

鳥取県職員労働組合
執行委員長 片山武彦



鳥取県現業公企職員労働組合
執行委員長代行 青木齊



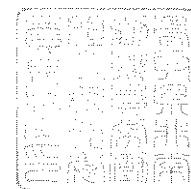
鳥取県教職員組合
執行委員長 前田厚彦



鳥取県高等学校教職員組合
執行委員長 坂口俊広



鳥取県非常勤職員労働組合
執行委員長 黒田和夫



地方独立行政法人鳥取県産業技術センター職員労働組合
執行委員長 木村勝典



2009年度 県職員の賃金労働条件に関わる要求書

わたしたちは、組合員の意見を集約し、賃金労働条件の改善を以下のとおり求めます。
行政・教育サービスの向上が人によって叶えられていくこと、人員削減などによって労働が過重化していること、職員の士気高揚が現状打開には欠かせないことを認識され、適切な回答を求めます。

記

一 賃金改善要求について

- (1) 2009年度の賃金改定にあたっては、職員の士気高揚、人材確保を考慮し行政・教育サービスの全国共通水準を確保するため、国公ラスパイレス指数を100に戻すこと。
- (2) 組合員範囲の2009公民較差は、民間賃金が県職よりも高いことから増額改善すること。
- (3) 初任給格付けを改善し、民間初任給と均衡させ、同時に在職者調整をおこなうこと。

二 賃金制度改善要求について

- (1) 行政職係長を4級に格付けること。他の給料表についても行政職給料表と均衡させること。
- (2) 月例給、一時金の改訂日を変更しないこと。
- (3) 育児休業取得者に講じられた昇給復元改善を既取得者全員に措置すること。
- (4) 介護休暇取得者に、育児休業取得者と同等の昇給復元措置を講じること。
- (5) 自家用車通勤者の駐車場使用料を通勤実費であることから、通勤手当額に上乗せすること。

三 休暇制度改善について

- (1) 子の看護休暇を「子一人につき5日」とし、中学校就学の始期に達するまでに拡充すること。
- (2) 夏期休暇を5日とすること。
- (3) 盆休暇を新設し、年末年始と同様の閉庁とすること。
- (4) リフレッシュ休暇を新設すること。
- (5) 育児時間を1日2回120分に延長し、就学前の子までに拡充すること。
- (6) 自己啓発のための休暇制度を整備すること。
- (7) 特定事業主行動計画を踏まえ、年休取得目標実現に向けた具体的な対応策を提示すること。

四 職場環境改善について

- (1) 時間外勤務が増加している原因是、恒常的な人員不足に加え、業務減に見合わない定数減が進行しているためであることから、健康被害が拡大する前に必要人員を確保すること。
- (2) メンタル、セクハラ、パワハラの発生防止の具体策を講じること。
- (3) 休職者の職場復帰支援策をより改善すること。

五 非常勤職員、臨時の任用職員の労働条件改善について

- (1) 全ての非常勤職員、臨時の任用職員を雇用の定めのない職員とすること。
- (2) パートタイム労働法の趣旨を尊重し、非常勤職員、臨時の任用職員の賃金を改善すること。
- (3) 全ての非常勤職員、臨時の任用職員を社会保障制度に加入させるとともに、育児休業給付金などの適用を受ける権利を保障すること。

以上